

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2020 年 7 月 1 日

株式会社フジオフードグループ本社

株式会社フジオフードシステム

2020年7月1日

吸収分割に係る事後開示書類

(吸収分割会社)

大阪府大阪市北区菅原町2番16号
株式会社フジオフードグループ本社
代表取締役社長 藤尾 政弘

(吸収分割承継会社)

大阪府大阪市北区菅原町2番16号
株式会社フジオフードシステム
代表取締役社長 藤尾 政弘

株式会社フジオフードグループ本社（2020年7月1日付で株式会社フジオフードシステムから商号変更。以下「本分割会社」といいます。）と株式会社フジオフードシステム（2020年7月1日付で株式会社ホノルルコーヒージャパンから商号変更。以下「本承継会社」といいます。）は、2020年2月14日付の吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年7月1日を効力発生日として、本分割会社が店舗運営に関する事業に関して有する権利義務のうち本吸収分割契約に定めるものを本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する事項は以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2020年7月1日
2. 本分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 本分割会社における株主の差止請求
本吸収分割において、会社法第784条の2の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
会社法第784条第2項及び第785条第1項第2号の規定により、本分割会社の株主は、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを本分割会社に請求することはできないため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

本吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

本分割会社は、2020 年 5 月 22 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 本承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 本承継会社における株主の差止請求

本吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

会社法第 797 条第 1 項但書及び第 796 条第 2 項の規定により、本承継会社の株主は、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを本承継会社に請求することはできないため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

本承継会社は、2020 年 5 月 22 日付官報及び同日付日刊工業新聞で開始した公告において、同社の債権者に対し、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により本承継会社が本分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

本承継会社は、本分割会社より、2020 年 7 月 1 日をもって、本分割会社が店舗運営に関する事業に関して有する権利義務のうち本吸収分割契約に定めるものを承継しました。なお、本承継会社が本分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次のとおりです。

資産：金 2,266 百万円

負債：金 1,428 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）。

2020 年 7 月 16 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。